

第12回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時：平成18年1月21日（土） 午後4時00分

場所：S T V北2条ビル7階5号会議室

委員長 やっと定足数が満ちましたので、始めてまいりたいと思います。皆さま、どうぞ苦勞様でございます。もう1月もこんなになりますと何と挨拶していいか。今日12回目の委員会になるわけですが、昨年末に中間答申を提出いたしまして、いよいよ本答申といたしますが、条例の素案づくりに着手しなければならない時期になってまいりました。それでこの12回目の今日から、これから先、最終答申に向けて議論していくわけですが、まず中間答申の手交式に私行ってまいりましたので、若干ご報告をしておきたいと思いますが、新聞が何かにも載ってございましたけども、どういふわけか上田市長が高熱のため声が出ないということで、副市長に受け取っていただきました。それで私たち正副3人と高校生の3人の6人で行きまして、短くまとまった概要版を基にして説明してまいりました。それで若干の意見交換もしたのですが、時間がほとんど、全体として30分ぐらいですからね、大した議論とかというわけでもなかったのですが、頑張って今度は条例案を作るから待っててくれということで帰ってまいりました。手交式自体はただそれだけでございます。それでこの中間答申ができて、その後というあたりにつきまして事務局の方から説明していただきたいと思います。課長、お願いします。

事務局（課長） 皆さん、新年もどうぞよろしくお願いいいたします。今、委員長からご説明いただきましたように、昨年末に中間答申を副市長の方に提出していただきまして、その後、新年の正月期間中に印刷にかけていただきまして、年明け早々、公共施設、それから全小中高の学校等に中間答申書と、それから概要版を配布してございます。実は昨日、市議会の方でも少子化対策・青少年育成調査特別委員会という委員会がございまして、ここの中でこの中間答申の内容についてを議題として討議が行われました。その内容につきましては、皆さんのお手元の方に横長の3枚ものの綴りをお配りしてございます。委員の方々からは、中間答申の内容が非常に熱心なすばらしい内容であるというお褒めの言葉を預かっております。あとでお読みいただきたいと思いません。それから中間答申書に対する市民意見の募集を20日から来月の2月28日まで、2月いっぱいまで郵便ですとか、それからファックスですとか、Eメール、権利ウェブ等で受け付けてございまして、すでに市民の方からウェブ上でございますが、市民意見が来ておりまして、それもA4の裏表で、まだ2名の方ですがご意見をいただいております。こちらの方も後ほどご覧いただきたいと思っております。一応まず最初は、そのご報告は以上でございます。

委員長 昨日の特別委員会での質問などを見ますと、なかなかこういうあたりがやはり問題になってくるのかなということがよく見えてまいりますね。権利などということ教えると困るのではないかなというようなこともちゃんと質問で出てきておりますので、

我々もこういうあたりの議員の質問なんかをにらみながら、これを突破するという、そういう乗り越えるという答申にしていかなければいけないだろうと思います。私もあとでじっくり、もうちょっと時間をかけて読んでみたいと思います。今日は今4時から始まりまして、今日のところは7時を一応目途に終わりたいと思いますけれども、遅くても7時には終わるということでございますね。それで今日まず第1回目は式次第にありますように、議事の1番目ですね。『条例に盛り込む内容、項目について』となっておりますけれども、年末年始の間に皆さん方から中間答申で示した9つの課題を中心として、条例に盛り込む項目ですね、こんなのを盛り込むべきではないかというあたりの所を出していただきました。それで全部で項目数としては何と371項目集まりました。371とは言いながら、その中に重複して同じご意見もございますので、それを1つにまとめる方向で整理をいたしました。そうしますと146項目になるわけなんですけど、これはもう皆さんの方に行っているとは思うのですが、事務局からのメールですで行っているのかな。今日も資料の というのが本当のというか、皆さん方が出してくれた371をそのまままとめたものであります。これが一番の基礎資料になるかなと思います。これはけっこうたくさんあるものですね。これを基にしてどうやって検討を進めていくかということなのですけども、これはこれとしてみず置いておきまして、今日はこういうことにしたいと思うのですよ。ここで生の資料だけでどうするという具体的な話にはなかなかいきませんので、基本的には昨年度も申しましたように、ワーキンググループを作りました。そして第1回目のワーキンググループが2月9日に予定されていて、全体会というのは次は3月4日でございます。それでこのワーキンググループでたたき台を考えて、それで3月4日の前までには1つの形のあるものとして全体で議論したいという。ですから当面はワーキンググループでの素案の作成作業ということになるわけでありまして、それでワーキンググループを始めるにあたって、更なるたたき台が必要であるということ、口走ってしまった以上作らなければいけなくなってしまったことで、委員長の私案というのを今ちょっと悩み抜いておりまして、何とかそれを作って、このワーキンググループにかけてだんだんと膨らませていきたいと思うわけなのであります。そうは言っても、その私案を作るにあたってちょっと皆さんとの間でこの条例、どういうイメージ、例えば章立てだとか、ボリュームだとか、そういうあたりの本当の骨格構造、これは少しご意見をいただいて共通のものにしていきたいと思うわけです。それで私の個人的なイメージとしてはとにかくですね、この年末年始、私は資料をいただいておりますので、これまで作られているいろんな所、自治体の条例というのを見ていたんですけども、何だかんだ言っても、しっかりしたものになっているというのは川崎のがしっかりしたものという感じは受けるのですけども、いかにしても量が多いわけでありまして、そうしますとなかなか、これは我々が前から言っておりますように、子どもたちへ向けてのメッセージというのが一番大きいポイントなわけですね。そのメッセージを受ける側の子どもたちがあまり量が多すぎて、難しすぎてわからないというようなことではいけないと思ひまして、多分、活字の大きさにもよるのですけども、だいたいこのA4、ですからA3見開きで条文自体としては収まるような分量というものを。まあ、見開きか、せいぜい3ページとかそれぐらいの分量で、条文の数とし

ても20から30のあたりで抑えないと。川崎あたりになりますとかなり、これは最後までいきますと40いくつになるわけですね。確かそうでしたよね。もう40条を超えてしまうわけですね。それは条文が多くなれば具体的に細かく書き記すことはもちろんできるわけですが、なかには1条の中に細かく1、2、3、4、5、6と入れてしまうと、今度全体の分量が増えてしまうという。ですから条文の数だけではなくて、数は少ないけど分量だけが多いという場合だってあり得るわけですから、数も少なく分量もほどほどにという、ここが大事ではないかなという気が一つしております。それと言葉遣いも特に前文あたりの所は易しく、子ども向けに書いてあるなという、意識して書いてあるなというのがあるのですが、条文の中身になりますと普通の専門用語を使った条文になっているのがだいたい一般ですね。これあたりもできるだけ噛み砕いて書き込むというような。ですから読む対象としては小学校の高学年から中学生あたりにわかるくらいに、わかりやすく書かなきゃいけない。あまりわかりやすくといって小学校1、2年生にわかるようにしたら、かえってわからなくなってしまいうということもありますので、だいたいそのあたりを基準にして内容のわかりやすさというものも考えていく必要があるのではないかなという気がするのですが、まず中身の問題よりもどうでしょうかね、皆さん、条例の外形的なもの。今、ボリュームと言葉遣いのわかりやすさということを書いてみたのですが、まずこのあたりから皆さんのイメージを出して、ご意見を出していただけないでしょうか。はい、どうぞ、お願いいたします。

委員M 早く口火を切った方がいいと思って声を上げました。わかりやすさという所は私も一致した認識で、例えば前にいただいた資料などでみると、世田谷区が比較的わかりやすい表現になっているなと思って見ていましたので、できるだけ平易でわかりやすい表現で、すぐ見て意味がわかるということが一義的にというか、理解しやすい所がポイントだろうと思っているのですが、分量は一義的にある程度施策が見えるようになると、ある程度のボリュームが必要になってくるなと、私も項目を挙げていくとけっこうボリュームがあるものになるものになっていくのだなと実感したので、そこはもう少し項立てというのですかね、条文そのものではなくて、大項目くらいについてここである程度議論して、そこで条文のボリュームのイメージを確認しておいた方がいいと思います。まさにそのための今日の議論だと思いますけど。だから川崎ほどボリュームがあるのも逆に確かにわかりづらいのだけれども、今言われた20条前後で本当に収まるのかどうかというのは微妙な感じがしました。以上です。

委員長 はい。ですから20条という数だけではなくて、1条の分量も問題になるわけですが、細かく議論し始めればどんどん条文というのは増えていきますので、我々の一番の眼目は子どもたちがわかりやすくということですから、その趣旨が維持されるようなわかりやすさと分量ということぐらいでしか、それは20なのか、25なのか、30なのかというのは、これはやってみなければわからないわけですが、少なくとも川崎レベルになってしまうと、これはもう子どもに説明するというよりも、大人がこれを理解するのも大変ということになりますけれども、その辺の加減ということ

十分意識してやっていかななくてはいけないだろうなと思いますね。あとで章立てもお考えいただきたいと思うのですが、何か今の時点でのご意見、特にございませんか。Mさんの意見、ありましたけれども。はい、どうぞ。

委員H 私も基本的に内容がわかりやすいとか、平易であるということはすごく大事なことだと思うので、そのこの所はまったく異論がないですけども、ボリュームに関してはあまり最初から一定程度の枠をはめてしまうと、そこに押し込めるためにけっこう無理が出てくるかなという気がするのですね。中間答申を書いた時に、最初に原稿を書いて、けっこう豊富な内容で書いていたものをまとめていく段階で、バサバサと切っていくって、結局何が何だかわけがわからなくなってしまって、また元に戻したということは何回か繰り返したかなという気がするのですね。ですから膨大になっちゃまずいのはよくわかるのですが、せいぜい目途ぐらいで。25から30条とか、ページ数にして何枚程度みたいな目途ぐらいのところでいいのではないかなと考えています。

委員長 そうでしょうね。川崎が41で多いなと思う感じですから、そこまではいかない程度の、いいとこ30あたりが限度かなという。そしてわかりやすさも、あまりわかりやすく、わかりやすくて言い切ってしまうとけっこう難しい。趣旨がバチッとこう専門用語1つでわかることが噛み砕くとわかりにくくなってしまうということがありますので、そこもやっぱり考えていかなければいけませんけれども、常に読むのは子どもということを意識してまいりましょう。それで資料の がさっき言いましたように一番の基本になるものでございましょう。それから がちょっと章立てを意識してみたものですが、ちょっとこれを見ていただきましょうか。前文というのは付けます。前文を付けた上に一応他の所の条例も参考にして、第1章から。第1章は総則ということになりまして、そして2章が札幌の子どもにとって必要な権利。一応権利のカタログという、大きな権利のカタログを並べて、そのあと第3章に何て言うかな、もうちょっと具体的なイメージで権利の保障、1つは参加・意見表明、2番目に家庭や学び・育つ施設での権利保障、それから第3節として地域の再生というか、まちづくりですね。これにまとめて、それで4つ目として子どもの育ちに関わる人への支援というところですね。これをまとめておいて。

事務局（課長） 委員長、すいません。この章立ては、委員長が今おっしゃった章立てはA4の紙の子どもの権利条例に盛り込みたい内容の項目ということで。

委員長 これは同じ？

事務局（課長） そちらで全体像をつかんでいただくという。

委員長 そうですね。すると第4章が権利の救済、第5章が、これは中間答申の時にあまり議論、意識はしていたのですが、議論にはならなかったかもしれないですけど、子ども基本計画というご意見があったものですから、これを一つに実行計画としてまとめ

てみました。それから第6章が専門委員会。子どもの権利委員会の設置ですよ。

事務局(課長) 子どもの権利条例に盛り込みたい内容の項目整理案というA4、1枚もの資料でございます。

委員長 分けると、あとはその他ということになるのですが、出された項目を、これまでのいろんな所の分け方を参考にするとこんな章立てに、今のところですよ、なるのかなという感じはするのですよね。どうですかね。

委員M との対応関係をちょっと説明して欲しいなと。

事務局(課長) 委員長、資料 は皆さんから出していただいた371項目を、中間答申の9つの課題別に分けてまとめた部分です。資料 は正副委員長で案を考えてこんな章立てがいいのではないかと、そのカテゴリーに分けて並べ替えたものです。内容、書いてあるのはまったく同じですが、資料 で書かれた内容をこの章立てに従ってもう1回入れ直して書いたということです。

委員M そこまでは理解していて、具体的に、例えば資料 の方の1のみんなで子どもの権利を学ぶというのは探せばいいのですが、どこに、資料 でいうどこに行ったのかとか、そういう対応関係を若干説明いただけるとありがたいです。

事務局(係) 左から2番目の所に を振って、資料 の連番の隣りに って書いてありますよね。ここと一致しているのです。

事務局(課長) 資料 の方の連番の隣りに と書いてありますよね。左から2列目ですね。その のというのは資料 の です。

委員M 理解しました。

委員長 どうですか、ワーキンググループの方でもうちょっと詰めて議論していかなければいけないのですが、特別委員会の質問のどこかにありましたけれども、札幌らしさというのはどこにあるのだと。他の自治体と同じではつまらないのではないかみたいな、そんな質問がちょっと目を引きましたが、こういうような分け方でどこに札幌の特徴を生かせるのかというあたりも含めて、本当に具体的な詰めはワーキンググループでいたしますので、章立てについての自由なお考えを出していただけませんか。

委員M イメージでもいいですか。まだきちっと精査できていないので、今見ての感想で言うと資料 の方がかなり整理をされていて、きっと大枠としてはこういう風になるのだろうと思うのですが、他方で最初の資料 にあるような1から9のがすごくわかりやすいので、表現も含めてできるだけこの資料 の項立てを生かしてもらえ

るといいなと思った所が、例えばみんなで子どもの権利を学ぶとか、重複している所もあるのですが、生活の中での権利保障だとか、そういう項立ての仕方も必ずしも大人の条例ではないけれども、わかりやすいなと感じました。

委員長 いかがでしょうかね。2章の権利のカタログというのと、3章がどういう関係があるのかというと、多分イメージ的には2章で子どもの権利というような、生きる権利だとか、育つ権利だとかいう根本的、原則的な権利をきちんと確認して、それで第3章こそが我々が9つかな、生活の中での権利保障を求める、学校とか、いろいろな生活の場の所で議論した、それが各論的になってくるという感じですね。

委員H すいません。2つぐらいちょっと疑問に思ったことなのですが、章立ての中とどうか、直接関わらないのですが、僕たちがこれを1月5日までに出してきた中で、あとで気が付いたのですが、国連の子どもの権利委員会からの勧告というのを、僕たちはあまり意識しないで来てしまったのではないかなと思っていて、中間答申書を作る時にですね。その国連子どもの権利委員会からの2回にわたるいろんな勧告があったのを、もうちょっと、では札幌ではどうだろうか？みたいな感じで、一度チェックしてみる必要があるのかなということを感じたのです。それをやっておかないと、今までまったくやっていないというわけではなくて、個々はやっているかもしれないですけども、最終答申に向けて第1歩を踏み出す時に、それもいつかの時点でいいですけどもやってみる必要があるのかなと感じました。それが1点で、もう1点は非常に言いづらいですけども、提案者の所に名前が記載されていて、14人の名前しかなかったのです。僕は25人の委員がそれぞれ、僕も1月5日を守れなかったのですが、やっぱり自分なりの見解を少しずつでも出していくということが必要だったのではないかなと思って。追加で出てくる、あるいは何か日にちが間に合わなかったので、別紙で出てくるのかなとも思ったりもしたのですが、そこら辺はどういう風になったのでしょうか。

事務局(課長) 委員長、この資料をまとめなければいけないものですから、提出期限近くなってから、一応委員の方にもう一度再度事務局の方から早めに提出していただきたいというお願いはしております。ただこの委員会までにこの膨大な数をこういう風にまとめなくてはならなかったもので、その所では一旦区切らせていただいたということです。

委員長 ですからいいのです。この議論の中で言ういただければ全然かまわないのでございましてね。それから国連の勧告については、去年の早い時期に日弁連の冊子になっているのを皆さま方にお配りして、あれも喜多先生の講義を受ける時の一つの資料ということでご理解いただいていたということで、ことさらに勧告と、今の札幌の現状を照らし合わせてどうこうということはこれまでもしてこなかったですし、今後も取り立ててする予定はないですけども、お手元の資料をもう一度見ていただきながら議論に反映させていただければと思います。章立ての全体像で少しご意見を。イメー

ジを膨らませて下さい。

委員 K 章立ての各項目に関して。その前に子どもにわかりやすい条例にしたいということで、条文数を少なく、また平易な文にしたいということを行ったのですよね。そのことでまず 1 点お聞きしたいことなのですが、子どもに伝えたいこと、例えば最終答申の章立てでいえば、このうち伝えたいことというのは 1 章、2 章、3 章ぐらいですよね。あと 4 章、5 章、6 章はそういう権利保障のためにこういうものがあるよという。つまり 1 章から 3 章が、この間も例に出したのですが、憲法でいうと基本的人権の部分であって、それが一番メッセージとして伝えたい所で、4 章、5 章、6 章はその制度的保障、統治の部分であって、そこはそんなに、伝え方が大切ではあるのですが、これも、こう細かく砕くこともないだろうと。砕いて教えることではなくて、こういうこともあるんだよという程度でいいのではないかと。そう考えると 1 章、2 章、3 章は平易に。つまりここで 20 条分ぐらいというイメージでいいのですか。

委員長 私もご意見を伺いたいとは思っていたのですが、例えば救済のオンブズマン制度を作るとなるでしょう。そしたらそのオンブズマンがどんな職務があって、何人ぐらいで、任期が何年と細かく条例に書き込んでいる所もある。1 章で 5 条、6 条使って、そういう救済制度の形を規定している所もあるのですが、それはひょっとしたら別の、例えばオンブズマン条例に任せるという形の、子どもの権利条例の作り方のほうがいいのではないかという感じを僕は持っているのですが。

委員 K 川崎型ということですか。

委員長 でも川崎だってけっこう書いているね。

委員 K 人権オンブズパーソンを作ったのですよね。

委員長 だから別途それはできているけれどもね、条文の作り方として。ごめんなさいね、川崎は 1 条です。すいません。他の所だ。多治見かどこかの所は救済という所で、条文をずっと使っているのだよね。例えば多治見のを見ますと、13 条から 18 条まで 5 条か 6 条、全体が 20 条かそこらしかない所を 3 分の 1 ぐらいを使って、救済の機関のことについていろいろ使っているの、私なんかとしてはそういう限られた条文数の中であれば、救済制度については別の条例に任せるとかね。そうすれば少ない条文で済むだろうと。だからそうであれば制度的にももちろん部分かもしれないけれども、それなりにわかりやすく書けるだろうという感じがしているのですけれどもね。だから救済とか専門委員会をどれだけの条文の中身にするかというのは、ちょっとワーキンググループの中でも考えてみたいと思いますけども、そこだけで全部書き込めるようなものではないですよね。組織とか、いろんな細かなところはね。やはり 1、2、3 あたりが一番メインになるのでしょうかね。

委員 K その話を受けてなのですが、例えば 2 章では権利のカatalog性を謳っていらっしや

いますけど、他の条文を見ると一般定義確認型とか、権利の主体性を謳っているタイプとかあるのですが、あえて権利のカatalog性を選んだ理由というのは何かあるのですか。

委員長 前々から札幌の子どもたちに君たちの権利ということを行った時に、即学校での権利とか、生活の場での権利というのではなくてもっと根元的な所から、ユネスコの4つのああいう分類に従った、そういう根元的な権利があるんだよというところから始めた方がわかりやすいのではないかな。だから2章と3章といたら連続するものですよ。そういった時に参加とか意見表明の権利をどっちに入れるかというのは、まだちょっとわからないですけどもね、私もね。はい、どうぞ。

委員M 今にも関わりますけれども、その2と3が非常に章立てでは連続していて、きっと2が権利の割りと総則的なもので、3が少し各論的なものというようなイメージで章立てをされているのだらうなと思うのですが、この辺の中でどこを目玉にするかという風に考えると、やっぱり資料 に戻って、資料 の中で特に権利保障の部分でどのあたりをずっと目玉にしていくのかという議論をしないと、なかなか章立てに戻っていかないような気が一方でしたり、他方でさっきの私の意見に別にこだわるわけではないですが、2章と3章の連続性で考えると、カatalogとして全体の権利がわかりやすく見えるという意味では、資料 のような、章立てにはなっていないのですが、項立ての仕方も一つのわかりやすい項立ての在り方としてはいいのかなと思ったりします。資料 のいう第2章・第3章ということをあえて分けなくて、2章・3章をトータルにしておいて、その中にその権利を具体的に書き込んでいく。その権利を書き込む時の大項目みたいなものとして、例えばですけど、資料 がそのまま使えるかどうかは別です。資料 の中の1からずっとあるような、そういう大項目の掲げ方もいいのではないかなと思うのです。

委員長 はい、どうぞ。

委員O 今のM委員の考えとちょっとだけ違うのですが、考えていることは一緒だと思うのです。2章はそのまま残しておきまして、私もこの委員会に入って改めて国際的な視野で考えていかなければならない、ユニバーサル的な考え方というのを持っていかなければならないというのをすごく勉強したのですが、そういう意味では2章というのは根元的な権利を知るということは、子どもにとっても大切なことだと思うのです。やはり国連の子どもの権利とつながっていて、新しい子どもの時代とか世界平和をとというのが一番大きな世界的な目標なのでしょうけれども、そこに札幌市が向かっているという大前提があると思いますので、その第2章の所に権利を学ぶ、そのままその言葉でなくてもいいですけども、権利を学ぼうでもいいですが、何かちょっとそういう意図的な題名を付けていただいて、権利のカatalogだとそこにポンと置いているという感じなので、ちょっと変えていただけるものなのかなというのが1つと、それともう1つがこれは私、よく知識がないのでわからないのですが、素朴な

疑問なのですが、子どものための条例なのに、概要版は子ども用と大人用があったのですけども、なぜ子ども用と大人用がないのかなという素朴な疑問があるのですね。もしできれば札幌市の特徴として、すべて子ども用に全部書き並べる必要はないのかもしれないですけども、子ども用というものを作っていただければ、それはいろんな所で活用できるのではないかなというのが1点あります。

委員長 今の子ども用というのは条例の子ども版という。

委員O そうです。ちゃんと位置づけて。だから大人用というのは普通の条例ですよ。そういう二重になるのはダメなのかもしれないのですが、子どものためのものなのに、なぜ子どものものがないのかというのは、子どものものだけでは、やはり大人として保護するとか、支えるとか、育ちを支援するという意味合いはなかなか子どもの中に全部網羅して入れていくのは難しいのしょうけれども、これはできたらいいです。

委員長 今の指摘、例えば条例を作って、それをわかりやすく注釈ではなくて、条例そのものを子ども向きに書き直した、子ども用のものを作るという方法もあるのではないかと議論があったのですよね。そうではなくて子どもの条例そのものが、そのまま子どもに伝わるようなものを目指した方がいいのではないかと、通常の大人向きの条例を作って、これを子ども版に翻訳することではない方がいいのではないかと、正副委員長の打ち合わせの時に話したのですけども、どうです？今のOさんの意見。

委員K 例えばこれは喜多先生が座長を務められていて、先月施行されたばかりの目黒区の子ども条例というのがあるのですね。僕、これを一応読んでいたのですけども、目黒区の公用文規定とかがあって、それがどうなっているかわからないのですけども、ルビがふってあるのですよ、難しい字には。すごく読みやすく。例えばこの条例で、『子どもとは目黒区に住んだり、目黒区で学んだり、遊んだり、働いたりする18歳未満の人のことをいいます』とか、項目で書いてあるのですね。わかりやすい条例を作るとなると、12月に頂いた札幌市公用文規定からもうちょっと逸脱したものというか、柔らかく書くために充実しなくてはいけなくなりますよね。その辺を事務局としては何かありますか、公文書を書く上でルビをふるとか、こういう文語体でなければいけないとか、何かありますか。

事務局(課長) そんなことはないのですけども、皆さん、検討委員会に提出していただく部分というのは、今回お配りした自治基本条例の最終答申がございますよね。ちょっとそれを見ていただいて。要するに条例というのは、文の書き方とか、細かい決まりがあるのですよね。例えば接続詞にしても、「且つ」だとか、「又は」だとか、そういうのを1つに取っても使い方というのは全部決まっているのですよ。そういうものまで全部含めたものを検討委員会の皆さまに、書いていただくというのはちょっとできないと思うのです。それでこの自治基本条例の最終答申でもそこまででなくて、かなりそれに近い内容ですけども。その段階で書いていただいて、具体的な条文にするのは、

札幌市の方でやるという、そういうことだと思っております。ただ先ほど言った、大人の条例と子どもの条例というのを例えば両方作るとすると、微妙に言葉の含んでいる意味と違って違いますよね。そしたら大人の条例の部分と、子どもの条例の部分で実際正確に翻訳して、子ども言葉で対応するように作るというのは非常に難しいところがあると思います。子ども言葉で優しく書くということは、大人の意味で含んでいる、例えば10割の意味の、非常に中心的な7割の部分で作って、あとの3割はカットして作るという、そういう書き方になりますよね、ある程度。その3割というのはやっぱり非常に曖昧になってしまいますよね。だから両方作るというのはどうなのでしょう、非常に難しい課題はあると思いますね。

委員M 今の事務局の説明で難しさがすごくよくわかったのですけれども、2つ作るのが必ずしもいいかどうかはまさに議論なのですが、他方で今、奇しくもOさんが普通の条例という言葉が使われて、では普通の条例って何だろうと改めて思うと、改めて考え直してみると、正副で考えていただいたこの章立てというのは、かなりその普通の条例に則した形になってはいるのですけれども、他方で今、Oさんが言ったり、私も同じような趣旨で言ったように、そのメッセージ性というか、条例を見た時のここが目玉だよ、ここを考えて欲しいんだとか、こういう所を施策に反映するよというメッセージ性が薄まっているというか、章立てだけでそれを決めてしまうのは乱暴だと一方で思うのですけれども、薄まっていく懸念があるので、逆に言うとさっきOさんが言ったように大人用の条例であっても、権利を学ぼうとか、表現が許容できる範囲で、子どもにも伝わり、大人にもわかりやすく伝わるというメッセージ性を入れたいと感じています。両方つくれるかどうかというのは、本当に技術的な問題と物理的な時間との関係があるので、必ずしもこだわらなくて、大人用が子ども用で、きちっと子どもが読んで捉えられるものにするというのを獲得目標にする方が多分現実的なのかなと考えました。

事務局(課長) その件はその通りだと思います。それともう1点は、先ほどO先生がおっしゃった部分ですが、この全体の正副委員長素案をお話になっている時に、私も事務局も伺っていたのですが、一つは第2章の権利のカタログという所は、川崎でも第2章権利のカタログの部分ですが、何でそこにそういうのを作っているかといいますと、例えば子どもの権利条約の中で虐待されない権利だとかいろいろ書いていますけれども、子どもたちが生活の実感の場で本当に欲しい権利というのはこういう書き方ではないでしょうかということですよ。つまり川崎ですと、ありのままの自分である権利ですとか、子どもたちが生活の実感の中でこういう権利があったらいいなど。それは子どもの権利条約に書いている表現とはまた別なのですよね。例えば中間答申の中で書かれていることと言えば、ゆっくり生きる権利ですとか、失敗しても何度でもチャレンジできる権利ですとか、子どもたちが本当に自分の実感として、札幌の子どもたちが自分の実感としてこういう権利が本当に欲しいのだというのを書いてやらないと、札幌の子どもたちにとっての必要な権利ではないですよ。それを前面に押し出して、第2章の所で規定してやろうというのが、権利のカタログという風に、

私は正副委員長の話を伺っていて感じたのですが、

委員長 カタログというか、どこかに入れますよ、この何度でもチャレンジできる権利なんていいですね。これを第2章の中に入れるのか、生活の場の方に入れるのかちょっと悩ましい所ですけども、何度でもチャレンジできるというようなことが学校だけではなくて、もっと広い場面で意味が出てくるとなれば最初の2章の方に入れていくというようなことになるのではないですかね。ですからこれから子ども委員会や何かで、どんな権利をイメージするかという子どもたちの意見が出てまいりますよね。そういう意見の中から、川崎のように、あそこまで詳しく、細かくやるのがいいのかどうかという気もしますけれども、そこで何か札幌らしい子どもの声が権利という形になって結実するといいなと思いますけどね。ただ一般の今まである条例のイメージに引きずられてしまうと、いい所もあるでしょうけれども。例えば高知県の条例は、『はじめに』の次は『自分を探す』、『夢を持つ』、『自分を表す』、『地域で育つ』、『未来をつくる』という章立てになっているわけですよ。中身もさることながら、こういう章立てというのもあるんですね。ですからけっこう我々のアイデアで、その章立てというのは考えることができるかもしれない。ただ細かな具体的な所まではなかなか出まさんでしょうけれども、さっきMさんがおっしゃったような方が子どもたちに伝わりやすいかね。つつい何か形の整合性みたいなものに、大人はこだわってしまっていると思うのだけどね。そうしましたら章立てとかはこれから考えていく、継続して考えていくことにして、いくつか仮のタイトルという所でまとめられているような、こんな権利、あんな権利というのが出ておりますでしょう。せっかくですから、私が私案を作るにあたって、これだけは落とすなよという、ここは大事だよというようなあたりを。

委員O これを全部入れるわけではないのですか。

委員長 全部はね、でも同じような趣旨の部分は1つ、2つありますでしょ。ですから。全部入れるととんでもないことになってしまうので、この中からさっき言ったようなボリュームとわかりやすさで、絞っていかなければいけないわけですけどもね。総則の所を見ますと、資料で見ますでしょ。そうすると子どもの権利の日か、権利月間か、それから広報のことも。学校への支援も書かれてあるわけですけども、これは総則に書いてある、こんな項目の中でこれは忘れるなよ、これは売りだよというのはどの辺になると、皆さん思います？子どもの権利の日というのは、やっぱり作った方がいいと思いませんか？しかし権利の日を作ったからどうなるという気もしますけどね。やっぱり子どもの権利の日ということでいろんな企画とか、広報とか、そこに結びつかないといけないわけですけどね、実際の実施計画ではね。これは権利の日なのか月間なのか、その辺を意識された上で、こうなっているのだと思うのですけれども。Mさん、あなたは月ではなくて、日でございますか？それともどちらでもということですか？

委員M 私ばかりが発言するのはよくないと思うのですが、私は月というのはあまり思いつ

かなくて、特定な意識化して学ぶ機会を増やしたり、広報していくというイメージだったので、月という緩やかなやつもいいなと、これを読んで思いました。

委員長 何かこの辺、ご意見あります？そんなにみんなで腕を組んで、考えることではないのかもしれませんが。はい、どうぞ。

委員K 読む前に、僕も前にこれを添付ファイルでもらった時に読んでいてちょっと気になったのですが、言葉の前に があつたりなかつたりするこれは、何か違いがあるのですか？

事務局(係) 基本的に1つの枠の中にいくつか項目を入れた時に、言葉の最初にわかりやすいように を振ったのですよ。2行に分かれた時には、文がつながっているの、最初の から次の までが1つの文ということです。ちょっとわかりにくかったですか、すみません。

委員D 今の子どもの権利の日と月間のことですけど。私、仕事柄、行事を企画する側ですので、それで言わせてもらおうと、けっこう全国的に子ども福祉週間だとか、何とか週間、何とか月間がありますね。そうするといろんな地域性がある、その日にピンポイントで当ててできる所と、いろいろ学校行事かなにかで、どうしてもずらさなければいけないという所がありますよね。そうするとある程度、日というのは1日ですから、1日を制定するその月は、こういうことを意識する月なのだよというイメージでいけば、日と月間を合わせたセッティングをされると、いろんな事業で取り組みやすさは出てくるのかなという気がしていました。

委員長 そうすると何月何日を子どもの権利の日として、その月は頑張って、学び、広報しようというそんな感じですよ。その日だけではなくて。そんな書き込み方ができると、別に日であろうが、月であろうかと悩む必要はないわけですよ。わかりました。広報ということ、これも1つの大きなポイントですけども、今言った権利の日の問題の他に、広報を考える時に大事な、落とせない所というのはどういう所になりますかね？意外と他の条例を見ると、広報の所は1行サラッと、広報に努めるみたいなのところで終わっているのですけど。我々はそのような簡単な1行では許せないということで、広報を考える時。

委員M どっちで言った方がいいですかね、資料 で見た方がわかりやすいですかね。資料の3、4、5とつながっている中の一番上の段に、学校教育現場との協力という所、真ん中の段で書いて。真ん中の列でと言った方がいいですかね。具体的な施策や事業に関連する内容の所の、上から3番目の四角の中にある『学校現場で総合的な学習などを通じて四者が子どもの権利の大切さを身につけていく不断の努力が必要であること云々』と書いてありますね。条例にそこまで書き込めないかもしれないですけども、やはり学校教育の場でその月には、学校教育だけに限定しなくていいのですけど、

その学ぶ場を持ちましょうと、そういう風に具体的に書き込みたいと思いました。

委員長 なるほどね。多治見のでは『市は家庭、子どもの施設、地域において子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します』とかね。ま、単に普及に努めますというよりは、少し踏み込んでという、そういうような広報の具体的なイメージが出てくるような書き方の方がきっといいでしょうね。

委員K 僕も意見が多くてすいません。広報絡みで言うと、で言うと81番、連番で言うと5番ですね。ちょっと書かせていただいたのですが、これは一番メッセージを伝えたいのは子どもなんですけど、子どもの中でも特にいわゆる言語上の少数者や、障がいを持つと書いてしまったのですけれども、子どもたちには特に、こういう条例があるということを伝えたいです。この辺はちょっとお願いしたいなと思っております。

委員長 私も札幌の特徴は？と言われた時に、このいわゆるマイノリティー、少数者のことをあれだけみんなで議論して、時間をかけましたでしょ。権利というのはやはり少数者のためにあるのだというような観点から、今言ったような視点が広報の所にも入るといいかもしれませんね。広報する時の一番大事な所なのかもしれませんよ。ここをちょっと私も印を付けておこう。

事務局(課長) 委員長、すいません。各論に入ってしまったって、またちょっと話を蒸し返して申し訳ないのですが、先ほどM先生がいろいろ章構成でおっしゃいましたよね。その章構成の所の議論をもうちょっとやった方がいいのかなと思って伺っていたのですが、先日正副委員長の皆さまと案を作られる時のお話を伺っていたのですが、やっぱりこういう章構成に何でしたかということなのですけどね。中間答申の第1章の所で、子どもの権利条例を何のために作るのかということですよ。そこのところで委員長が、子どもというのは成長・発達する存在であるから、子どもの成長・発達を支援するという、そのことが子どもの権利の本質だと書かれてましたですよ。結局子どもの権利条例を何で作るかといったら、札幌の子どもたちを一人前の大人として成長・発達させることを助けてやろう、そこが一番の要点だと書かれていますよね。中間答申の中で、ところが他都市の条例を見ますと、どちらかというとならば権利救済の部分とか、割りとうわりやすい所が目立っていて、子どもの権利というのは子どもたちの成長・発達を支援してやろうという、そこが主眼だということが割りとはばけているといえますか、あまりはっきりしないのですよね。だからそこのところを前面に押し出してやろうという意味で、やはりそこの部分を第2章、第3章ではっきりさせてやろうということで、こういう構成になったのではないかなと、私は伺いして聞いていたのですけれどもね。ですから札幌の子どもたちが一人前の大人になるためには何が必要か、どういう権利を子どもたちに与えてやればいいのかということを考えたら、やっぱり札幌の子どもたちが本当に必要とする権利をまずはっきり最初で書いてやらないとダメかなと。だから第2章で、こういう権利、こういう権利を札幌の子どもたちは必要としているというのを、まずはっきり書いてやる。それから子どもた

ちが成長・発達するためには、やっぱり子どもたちが社会の中で参加し、意見表明しなかったら成長していけない。だから参加と意見表明が必要だということですよ。それから家庭や学びや育つ施設でのどういう権利の保障が必要かということも必要だし、それから子どもの権利が保障されるためには地域全体で子どもを支えるという、そういう体制ができていかないと子どもの権利は保障されませんねということですよ。子どもたちはうまく発達していきませんねということだと思っております。それから第4節では、やっぱり子どもたちがうまく育っていくためには、子どもたちだけではなくて親だとか、先生とか、そういう子どもの育ちに関わる人へも支援していかなかったら、子どもたちが育っていきませんね、札幌の子どもたちは今以上に素晴らしく育てていくためにはどうしたらいいのかということですよ。そこを書いていかないとダメだから、第2章、第3章でこういう構成にしたと、私はお話を伺って思っていたのですが。

委員長 そうですよ。それは当たり前なことなのですが、ですから章立てはMさんの方からまた別な考えもあるのではないかとことを受けつつ、せっかくこの資料でそういう風に分けられているところに沿いつつ、今、この章に従ってご意見を聞いて、たたき台の参考にさせていただこうかなと。今はそんな感じなのです。

委員I すいません。それを全部今日やろうとしているのですか？参考になる所というのはわかるのだけれども、それを最後までやっていこうとしているのか、それとも部分的にやろうとしているのか、見えてこないのですよ。私、ずっと出張していて意見も出さないで、何も言えない立場にはあるのですけれども、この項立てでいいのかどうかということで、それでワーキングにしましょうと委員長がおっしゃって、それをワーキングにするのだったらそのような形をとらなければいけなくて、その前に委員長がたたき台を出してくれるために今が必要なのか、そこのところをちょっと具体的にしてもらいたいですね。

委員長 最後までいきたいですけれども、時間が限られています、これは私が私案、たたき台を作るに当たって、これだけは大事だぞという所を、この章立てに従ってご意見を伺って、時間の許す限り伺っていきたいなということなのです。ですから気楽にご意見をいただきたい。ですから先ほど言ったように、広報を考えるのであれば、そうやって少数者の広報ということも意識しろというのも1つの大きな指摘でございます。ちょっと私も参考になります。

副委員長 順番に発言しないのですか？

委員長 そんなことはないですよ。あちこちでもかまいません。気が付いた所から、例えば自分が関心があった所あたりで。

副委員長 今、広報の話の所で、K委員の方から具体的な指摘があったのですが、私自

身は広報が学校の総合学習を通じて行われているとか、学校に連絡して子どもたちに伝えられていくという道だけではなくて、N先生がホームページとか、フォーラムとかという風にも書いている部分を、やはり児童会館なり、もっと違う部分でそれを担っていくという表現を。広報というのは下手すると、広報と書いておけば誰かがやるでしょうと考えるのですけれども、子どものこういう権利条例の広報というのは実は垣根を取っ払うという、ある特定の集団に依存するという、大人の問題解決方法だけでは済まされないということが書かれなければいけないと思います。それとこの広報というものを、大人が子どもを世話して広報しているという、この広報の在り方は子どもの主体性というものと、本当に向き合っているのかどうかという問題は残るので、これについては少し言及した方がよろしいのではないかと。つまり子どもの主体性を生かした広報というものが、やはり企てられていくというか、保障していくということも大事だろうと。それはどなたもその所は書いてないのですけれども、この条例づくりの精神に、原点に戻して、その所へ思いを浮かべてみる必要があると思います。具体的に何をせいということはいいません。というのは私もまだ考えがないので。

委員長 ありがとうございます。

委員F 今の副委員長の後半の部分は賛成なのですね。というのは例えば広報をする、普及するというようなことだと、今までもパンフレットを配布しているということではあったのですよね、学校で4年生以上に。でもほとんどの子どもが知らなかったという回答をしているように、ホームページとか、フォーラムとかもどんどんやっていった方がいいと思うのですけれども、一方的に伝えてますよというようなことではなくて、伝えたと同時に子どもとやり取りをして、それを元に子どものものになっていくことができるのかどうかというあたりも、やっぱりすごく重視したいなと思うのですね。それは学校だけではなくてということで、今発言があったのですが、やっぱり学校とかそういう所が、そういうことができる場なのかなという感じはしているのですけれど。

委員長 広報というつついつい知らしめるというようなイメージだけになりがちですけどね。

委員J 今のことと関連して言うと、2枚目の27、6に書いてありますが、高知の中に『子どもは自分が持っている権利を正しく学び、知る権利があります』とあるのですよね。学校や社会の中で知る権利をきちんと保障してないというか、援助していないというか、そういうところがあると思うのですよ。だから広報というよりは子どもの知る権利、学ぶ権利をどうやって保障するのか。そういう大人の責務というか、そこを強調して欲しいなと思います。それから作り方で、質問ですけどね、さっき委員長が例えばオンブズマン制度みたいなものは、別の条例でという言い方をしていたのですが、この条例の中に権利の救済とか、専門委員会という細かなことを書き込まないで、補則みたいな形で別に書くということ是可以るのですか。その辺はどんな風に考える

のかなというのを聞きたいです。補則というか、条文がありますよね。条文に合わせて、権利救済委員会はこのものだとか、構成はどうするということをずっと書いていくと、長くなりますよね。だからそれは別なところで、補則というか、何ていうのかよくわからないのだけれど、ということで補うことはできるのですか？

副委員長 時間的な整合性と、それをカバーしてくれる組織の性質を評価した、行政の行動を評価している、あるいは監視している。その中に子どもの項目を盛り込んでいない集団に、それを期待してもダメなので、やはりここで細かい所を書いて、それをそこへ付託するというようなことをしない限り、うまくいかないのではないかと。これは行政の知識がある方たちが答えていただければいいのですけれども、私自身はその作業はけっこう大変なのではないかなと感じたので、なるべく子どもが救済を受ける時の利用しやすさ、アクセスのところまではかなり詳述する、詳しく書くべきだと思います。

委員長 条例の作り方というか、例えばオンブズマン制度を設置すると、その詳しいことは別の条例に委ねるみたいな、そのような立法技術的なものがどの程度できるのかというのは、ちょっとわからないのですけれどね。そこはもうちょっと事務方とすり合わせをしながらやっていきたいと思うのですけど。そういうことって可能ですよね。全部この条例でまかなわなくたって、別な細則みたいなのでいいのか、条例を作らなくてはいけないのか、ちょっと立法技術がわからないのですけどもね。その辺何かイメージできるようなお話をいただければ嬉しいですけど。

事務局(課長) 川崎では例えばオンブズマンパーソン制度を設置するという事だけ、子どもの権利条例の本文の中に書いていて、その詳しい中身については別に子どもオンブズマンパーソン制度という別の条例で作ります。それを作っておいて、さらに詳しいものは、規則だとか、さらに下の方に落としていくというやり方ですね。そういうのが一般的だと思いますけど。

委員長 だから条例で作ると一言書いておいただけで、本当にできるのかという不安があるから、なにか書き込みたいという気持ちに、我々素人はなってしまうのですけども、そういうものでもないのですか。

事務局(課長) 条例で作ると書いておけば、それは絶対別の条例で作らなければ。

委員M 問題はここで別な条例に委ねるとなった時に、ある程度の枠組みをここで議論しておかないと、何かすり合わせが難しくなってしまうかなと。その所だけ確認しておく必要があると思ったのです。だから最終答申の中に条例の中には書き込まないけれど、最終答申の中にこういう権利救済制度でない困るとか、具体的に。

事務局(課長) それは先ほどの自治基本条例の報告書で申しますと、例えば28ページを見

ていただきますと、情報提供と書いてございますよね。そこの所の上の、 というのは、ここは基本的には条例になっていく部分なのですよ。それで条例になっていく中身はということかという、詳しい中身は解説という所に書いてあるのですね。そこの所にやはり例えばオンブズパーソン制度にしても、こういうオンブズパーソン制度にするということを、検討委員会では考えていますということを書いていくのではないかなと思うのですけどね。

委員長 それで担保するというか、そういう風になるのでしょうか。多分最終答申では、これが一つの参考になりましょうかね。条文化すべき提案、素案とそれに対する解説という、この組み合わせでいくことになりますよね、きっとね。

事務局（課長） 1つのモデルとして。

委員K さっきもあった権利の保護は書いてあったのですが、例えばさっき教育改革とかいって、条例ができる前から学校参加は作らないという土壌があって、この条例ができたからすごいつながりがあるのですが、札幌市の場合は出向きとかやっている、あまり土壌がない所で広報よりも権利学習ということを、いわゆるファシリテーターですね。前のサポーター、いろいろありますけれど。そういうことに主眼を置いた方がいいのではないのかと思うのです。そういう意味で第3章第4節ですか、子どもの育ちに関わる人への支援とかあるのですが、この辺を広報と絡ませながらすることが大切かなと思います。

委員長 広報というのは、権利学習とリンクさせる形で盛り込んだ方がいいかもしれないね。

委員H 広報を権利学習と絡めるというのはすごくいいと思うのですが、一つ、子ども未来局でいろいろやっている行事がありますよね。今、僕が言おうとするのは、1月11日にやった子ども議会ですけれども、子ども議会の中でも子どもたちはいろんなことを発表して、上田市長に提示しているのですよね。特に今年は未来局が子どもの権利条例の作成ということを意識して、特別委員会というのを作って、その子どもたちが前のフォーラムの時に来ていましたけれども、そこで子どもたちの提案として、広報活動や情報交換の場として、ホームページを作ってほしいとか、子どもの権利条約のパンフレットを、小学校4年生とか、中学校2年生で配布されているパンフレットをもっとわかりやすく作り直して欲しいとか、そういうことを言っているのですよね。実際にホームページではこういう風にやったらいいのではないかという具体的なものまで提案しているのですよ。そういうことを継続的に、僕たちがやろうとしていることとリンクさせていくというのかな。子ども未来局がいろいろな行事を、どこか姉妹都市に子どもたちを派遣する行事とか、いろいろなことをやっていると思いますけれども、それとこういう今やっている子どもの権利条例の制定、あるいは子どもの権利条例で子どもの権利にはこんなことがあるんだ、あんなことがあるんだ、もっと使えるんだということをリンクさせていくようなことを意識的にやっていけば、子ども

たちを学校教育が育てるだけではなくて、全体として子どもたちを育てていくことができるのではないかなと思っています。学校教育だけではなくて、いろんな場面で、いろんな形での広報が大事ではないかなと思っています。

委員長 学校が一つの大きな、我々もそれだけに止めることではないということは、皆さんの共通の認識でありましょう。ちょっと広報だけでもいくつか私も啓発されるポイントをいただきまして、ありがとうございます。ちょっと考えてみたいと思います。では、どうでしょう、次の権利のカタログの所のいくつか、要するにユニセフの4つ権利。生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利というのを柱として、いくつか新しい権利が提案されているのですけれども、これらをどういう風に盛り込むか考えていかなければいけませんけれど、ちょっと参考になるご意見をいただきたいなと思うのですけどね。

委員L この第2章の所の12番の所ですけれど、仮タイトルで『何度でもチャレンジできる権利』と書いてありますよね。中間答申の時もそうですし、この権利条例の条項に盛り込みたいことについてもそうなのですけれども、どこまで盛り込んで、どうなるのだろうということ考えた時に、何度でもチャレンジできる権利と書いて、その額面通りに子どもたちが受け止めた時に、社会が本当に何度でもチャレンジしたことを受け入れてくれる社会なのかどうかと考えた時のギャップというのを、僕は感じるのですよね。ですから理想論とか、きれいな言葉を並べることはできるけれども。例えば高校だったら3回失敗したら「もう、お辞め下さい」と言われるわけで。何度でもチャレンジできると条例に書いてあるではないかといった時にどうするのだろう。それを保障する通信制の教育機関がありますよと言ったとすると、そんな事は今でもやっていることで、それを何度でもチャレンジできる権利にすり替えると、今と変わらないではないかという話になってしまうのではないかと思うわけですよ。そうすると何度でもチャレンジできるという所、何回失敗しても許されるということと、チャレンジできるということが条例の中でどういう風に生かされていて、それを額面通りに受け止めた時に社会が本当にそうになっていなかったら、それってどうなんだろうというのをちょっと感じたのですけど。

委員長 ですから何度でもチャレンジできる権利では全然ないわけなのですけれども、それは現実が悪いのだと。現実を変えていくのだということなのですけれども、我々はそういう風に理解して、条例を見た時に「書いてあるけど、嘘じゃないか」と子どもに思われたら、何のための条例なのだ。大変鋭いご指摘があったのですが、これはどういう風にお考えですか。

委員L 子どもと接していて思うのですけど、子どもは期待して、1回見限られると、そこであきらめたり、信用しなくなったりすることがけっこうあるので、ですから書いてあることに期待して、最初乗ってくるけれども、あまりそれが実現されなかったり、全然違ったりしたら、例えばそれが教育現場で裏切られていたり、福祉現場で裏切ら

れたり、いろんな所で裏切られたら、そこから子どもたちが離れていってしまうと怖いなど。

委員長 それを言われると権利のカatalogを書けなくなってしまいますね。だって今、子どもたちの権利が侵害されてますって。これを変えていくきっかけにするための条例ですって。こういうつもりですよ。それで現実が変わるわけではないですから、見る人が見たら条例と現実の違いに悩む子が出てくるのかなあ。どう、お考えでしょうか、皆さん。

委員N 私はこの条例に求めるものは、そういう制度上とか方法論的なものもあるけれど、そこはやっぱり札幌の子どもたちという気持ちがあるから、実際に何度でもチャレンジというのは、それは中身もいろいろあると思うのですよね。ですからこちらで意図する部分もありますけれども、子どもたちの中からやっぱりこう変えていかなければならないという、そういうエネルギーというのももちろん出てくると思うのですよ。だから確かに現状はそうかもしれないけれど、だからとってそれが余にも違いがあるというのは、そういった部分で見ていく。私はそういうための条例ではないと思うのです。だから現状からどうやって自分たちが変えることができるのかなという、そういうことも学んでもらえるような条例でも私はいいと思います。

委員長 ありがとうございます。やはりこの条例で、こう書き込むことによって、それを見た子どもたちが違うのではないかとって、背を向けるのではなくて「そうだ、変えていかなきゃいけないんだ」という前向きな気持ちになっていただく。それが成長・発達する子どもたちの姿なのかもしれません。そこを期待して作っているのだろうなとは思うのですけどね。

委員L 期待して書くけれどタイトルとして、誤解を受けないようなタイトルにしないといけないのではないかとということです。だからこれを全部否定しているのではなくて、誤解を受けないというか、子どもたちが誤った理解をしないようなタイトルの付け方にしていって方がいいのかなということ。

委員E そして他の生きる権利とかと比べると、かなりここだけ具体的ですよ。学ぶ権利とかに比べたら、すごく具体的なので。

委員L 内容はいいですよ。タイトルで誤解を受ける。

委員長 タイトルというのでもだいたいこのまま条文になってしまったら、誤解になりますかね、やっぱり。でもどこかにありましたかね。何度でもチャレンジできる権利もありますよというのは、どこかで見たような気がしましたけども。高知でしたかね。

委員E すいません。元々はここは失敗しても許される方に導く必要があるのか、それとも何度でもチャレンジするという、これもちょっと言葉を子どもたちが間違えて、「何

度もチャレンジしなきゃいけないんだ」みたいに思ってしまうと本末転倒で、でも、何度でも失敗してもいい権利なんて書いてもまたあまり具体的すぎるし、この辺の精神もちょっと。

委員長 何か、失敗するのが権利なんだって誤解されるのではないかって、市議会で言われそうな気がしますね。

副委員長 確かに表現の問題は細心の注意を払うべきだと思うのですが、表現の前にこの精神を各先生方のメモから言うと、やりたいことをやれる権利とか、目標に向かってトライする権利というところがやはり大事なのではないかと。そのためにはやはり準備をしたりするという権利も保障されないといこれは成り立たないので、『何度でもチャレンジできる権利』のもう1つ下の所でも、『チャレンジすることをあきらめない人には、十分権利が保障される』と。そしてチャレンジしなくても、違う道を歩むこともできるのだというようなこと。ここで、途中で休んでもよいというところを書いておく必要があるのではないかなと思います。あと私の意見というよりは、この部分で引っかかってくるのは、自分に都合の悪い所は避けて、自分に合っている所を選ぶ権利というのが現代の仕組みで、社会の仕組みで出てきていることで、特に義務教育まではそういうことを言わないのですが、高校とか、その先の18歳になるまでの間の所で労働の場面を選ぶ時とかは、自分に合っていなければ取り替えてもいいという、権利が基本的に言われているのではないかと思いますね。そういう部分は、やり直しという言い方ではちょっと成り立たない部分なので、分けて書いた方がいいかなと思います。皆さんの意見も知りたいところです。

委員長 この何度でもチャレンジできるとか、やり直しがきくという権利というか、これを、「先生、今はとにかく1回ダメったら、あんたはダメよという風な。「君たちにはもっといろんな可能性があるんだからね」ということを伝えたいと思うのですけれども、そうですよね。ちょっと先生のご意見をいただければと思うのですけども。

委員J 今、言った通りだと思うのですが、子どもたちが自分たちに自信を持ってないという現状があって、それは教育制度の問題であり、社会の問題なのですが、「そうじゃないんだよ」というところをどういう風に表現するのかというのは、先ほど指摘があったように過大な期待を言葉から持つというのも問題だと思いますが、昨日議会を傍聴に行って、大変気になった言葉があったのですよね。権利を吹き込むという。吹き込むという言葉が再三使われた議員がいて、「ああ、そうか」と。子どもが権利を持っているということを、どういう風にきちんと読んで、わかってもらうかということが非常に重要だなと思いました。それから大人が子どもに自分の意見を押し付けるというか、そういうニュアンスで権利と子どもの意見表明権についての疑義というか、不安を抱えていた発言があって、そこは今のと関連して子どもたちの固有の権利をどういう風に明記して、大人にわかってもらうかというのが非常に重要だなと思いました。

委員長 昨日の特別委員会、確かに気になる発言がありますね。言葉遣いには注意をしなければいけませんけれども、精神は先ほど申し上げた通りで、よろしく願いいたします。あとどうですか？今日の段階で発言しておきたいという方があれば嬉しいのですが。

委員H この、2ページ目の下から4つ目ぐらいのところに、一番左側の連番号で42番、43番です。主語の話はまだ1回も出てきていないと思うのですが。ここは僕が書いたところで、『すべての子どもは、生まれ育つ地域の学校に通うことができる。市及び施設設置管理者』。施設設置管理者に関しては他の所で、他の人も書き込んでおりましたけれども、『すべての子どもが通える条件を整えなければならない』。こういう1項目を入れて、あるいはもう1つの項目として、『子ども・保護者は学び育つ場を自ら選ぶことができ、市はそれに対して云々』とこういう風な、1つの条文の中に仮主語が子どもと、それに対応して『市は』というような書き方をしていく必要があると思ったのです。それを仮主語だけでやっちゃうとあっちと、こっちとバラバラになってしまう可能性もあるので、例えば42番、43番をワンセットにして、4つぐらい上にMさんが出している37番、『登校する権利、学校へのアクセス権の保障』もきっと同じことを書いているのではないかなと思うのですが、これはまとめて良いのではないかなと思いました。

委員長 はい、参考になります。ありがとうございます。

委員O 質問ですけれども、やはり社会の中で子どもや弱者の声がきちっと聞かれていくような札幌にしたいという思いは、皆さんお持ちだと思うのですが、学べない子どもって今現在いますよね。または安心して学べない子ども。その数が何千人と、実は調べた結果出てきたり、それから学びづらい条件で学んでいる子どもの数もとても多かったのです。けれども、学ぶ権利と入れるとすごく形骸化したというか、形式的な言葉になるのかもしれないですけども、子どもにとって豊かに育つということの大事な中に、学ぶということが入っているのではないかなと思うのです

委員長 学ぶ権利として。

委員O カタログの中に明記していいのではないかなと。

委員長 23番のあたりですね。

委員O そうですね、このあたりですね。自分を豊かにし力づけられる権利の中に、遊ぶ権利と同じような位置づけで、学ぶ権利というのがあるのですけれども、これで本当にいいのかなという気持ちがちょっと。性感染症が多いので、きちっとそういう生命の大事さを学んでいかなければならないとか。学ぶ大切さというのがいろいろ話題に出たような気もしたので、札幌らしさを出すという意味では、どちらがいいのかなとい

う気がちょっとしました。

委員長 要するに『自分を豊かにし、力づけられる権利』の中に遊ぶ権利や、学ぶ権利や、この書き方というのは川崎流ですね。そうではなくてズバリ、学ぶ権利という。

委員O そこで悩んでいる方が何千人単位でいるのであれば、大きな都市札幌の持つ特徴なのかなという気がしました。

委員長 なかなか権利というのをつけてあると、「こういう権利があってその中にこんなことがありますよ」と書く川崎流がいいのか、わかりやすいのかどうか、ちょっと私もまだわからないのだけれども、ズバリ学ぶ権利と言った方がわかりいいかもしれないね。けっこう権利ってたくさんあるね。

委員M 今の関連でHさんの意見にも重複するのですが、市とか、どういう対応をすることで、そういう条件整備というところも加えると、学ぶ権利に対応して具体化するなど思うので、そういう形で独立したものを書き込むのがいいかなと思いました。

委員H 1回休憩しませんか。

委員長 なるほどね。6時過ぎまでちょっと休憩してみましようか。

(休憩10分)

委員長 それでは始めましょう。いろいろとご意見どうもありがとうございます。たたき台もないのにいろいろご意見をというのには本当に申し訳ないとは思うのですが、私もたたき台を作る参考になる意見が多くて、嬉しいです。権利のカタログの中で、今いくつか言っていたいただきましたけれども、この権利が大事だよとか、これは私は忘れてもらっては困るというような特別なご指摘があれば、ご意見があればさらに伺いたいのですけれど、いかがですか。

委員M 3ページの44、45の辺りに関わってなのですが、先ほど出た学ぶ権利などにもつながるところで、ここはくりとしては差別の禁止という書き方になっているのですが、もちろん差別の禁止も大事なポイントだと思うのですが、今の章立てで言うところは差別の禁止という中身は2章にあって、もし3章で書くとしたら具体的な権利保障をどうやっていくかという部分をもう少し書き込みたいです。特に関係者の責務として、そういう権利を保障するために具体的にこういうことをしましょうという所を書き込みたいところだと思います。

委員長 マイノリティーの権利保障というところをあれだけ意識していたのだから、多分マイノリティーの権利保障というのでくくって、条文を1つ作るぐらいの方がいいかも

しれないね。

委員M 書き出すと、きっと条文5つぐらいにはなりそうで、それだけで5つも取れないとすぐ言われそうですけれども、できるだけ工夫しながら具体的に書き込むというところを、ここでは確認したいと思うのです。

委員長 このマイノリティーは忘れません。参加する権利は、一番大事なところですからね。皆さんにいろいろご意見もいただきましたので、これを参考にします。こんなところですかね。次へ行って、今度は各場面での、この資料によれば第3章 成長・発達する権利の保障の中に、第1節に参加・意見表明権。これをここに独立させるかどうかというの。もっと前に出してもいいのではないかと思うのですけどもね。2章の方に入れてもいいと思うのですけども、とにかくこの参加・意見表明の権利があるということは、高々と謳わなければならないところだなという意識は持っております。例えばこの参加する権利という、意見表明、この権利を書き込むに当たって注意しなければならないところというのは、特にございませんか。たくさん書いていただいたので、これを一つ一つ参考にさせていただきますが、意見表明権を書き込む時の書き方、視点の大事なところ、ここにご意見としてまとめてあるところだけでいいでしょうか。

委員M あまり集中しない方がいいと。Jさん、補充して下さいと。4ページのさっきの『学校・施設などでの意見表明権・参加権の具体的保障』ということで、括弧して『権利救済を含む』と書いておられる方がいて、ある程度確かにここに意見表明権、参加権の具体的保障の中身を書いた方がいいということなんですけど、合わせてさっきJさんが言っていた昨日の特別委員会での議論なんかで、ここに対する懸念があったということを受けて、条例に書き込む内容としては今言った通りなのですからけれども、説明の仕方については条例案そのものではないかもしれないのですけど、工夫が必要だということの再確認。

委員長 解説のところだね。

委員M そうですね。一工夫必要だろうと思います。

委員K よろしいですか。参加権で、例えば喜多先生が書かれた本などを読んでみると、よく思うのですけど、参加してくれる側はいいのですよ。参加してくれない子たちをどうサポートするのかと。そういう視点が大切だなと思うのですよね。そもそも参加したくてもできない、いろいろな身体的事情とかでできない子とかがいると思うのです。僕は確かそれを書き損ねていたなと思いつつ、今しゃべっているのですが、そういう視点をお願いします。

委員J 意見表明権のことで、これも議会を傍聴していてちょっと考えたのですが、大人が考える子どもの意見表明というと、子どもが立派なことを言うというイメージをかなり持っているのではないかと。立派なことを言わないとダメだとか、ちゃんとした

この意見表明でないと認めないみたいなのところがあるのではないかなという気がしたのですよね。発言を聞いていて。そうではなくて、子どもが自分の思ったことを言えるのだということが非常に大事なのだなということと、意見を言うと、自分の意見だけを主張するという風な受け取り方がやっぱりあるのですよね。だからお互いの意見を交流して、そこから学ぶのだということがやっぱり伝わらないといけないかなと思いました。それからこれも傍聴して感じてきたことなのですが、虐待をするのは言語道断だと。それは処罰しなければいけないというようなニュアンスの発言があって、私たちが子どもの権利条例を作る時に、子どもに関わる大人たちの権利も非常に大事だと。そういう大人たちが今大変な状況にあるのだということを検討したと思うのですよね。だから子どもに関わる親や教師や、関わる人たちがこれに違反しているのではないかと詰められるような、そういう感じの条例だと困ると思ったのですよ。だからできるだけ短くするのは大事だけれども、短くするあまりに『虐待をしてはいけません』という所だけが前面に出てしまうと、『虐待している奴はとんでもない』という風になって、かえって子どもの権利条例を盾にというか、攻撃をされるということがするのは本来の趣旨からずれるのではないかなという感じがしたのですよね。以上です。

委員長 その議会での発言というのは、『虐待するのはけしからん』というわけですね。けしからんといえば、けしからんのかもかもしれません。

委員J 一般的にも社会の中でそういう風に取りられると思うのですよ。でも、『けしからん』ということだけでは何の解決にもならないのではないかなと。

委員E すいません、どこで意見を言っているのか。今のおっしゃって下さったこともそうですし、子どもの虐待なら、虐待をしてはいけないというところを条文で書いて、その次に続けて大人の方も支えるという部分。ここで言うと3章なのかな。4節の所の内容も盛り込むという風にしていく方がいいのか、逆にここの章立てのようにそういう部分は4章という風に後ろでまとめる方がいいのか。どうでしょうか。

委員長 確かにね、子どもの権利のカatalogで、守られる権利があって、『虐待はいけません』と言って、それに対する子育て支援の話というのは後ろの方になってしまうわけですよね。それがバラバラだとわかりにくいといえば、わかりにくい。どこで言っていたとしてもかまわないですけど、一応その章立てで作ってみて、それで今言ったようにわかりにくいとか、矛盾があるということがあれば、それはその都度議論して組み換えていってもいいと思いますけどね。過去の例から見ると、こんなのが一般的だからということで形を作ってみたのであって、議論していくうちに札幌らしく組み換えていくということは、大いにいいのだと思うのですよね。

委員L E先生と同じことを言うかもしれないですけど、例えば今J先生がおっしゃったように参加するというところの話で言うと、子育てをしている親も一緒に参加できるとか、親同士の中で子育てについて話し合ったりとか、そういった場が保障さ

れるということはすごく大事で、そういう機会をどんどん提供していくというのもすごく大事だろうなと思った時に、参加するということに子どもだけではなくて、親もいろんな所に参加するということを含んでいくのか、それともそれは4節の子どもの育ちに関わる人とか、2節の所の家庭や学びの所に入れていくのかとか、そういった辺りをどういう風に調整していくのかなと思っていたのですが、同じことでありません。

委員長 今おっしゃった親も共に参加ということと、子どもの権利の参加・意見表明とはちょっと違うだろうなと思うのですがね。

委員C 今の2つの意見で、私も感じたのですがけれども、子どもが見てわかりやすいということで、子どもにはこんな権利がありますと言った時に、併記してその権利を保障するために大人はこういうことをしなければいけないという風を書いてある方が、子どもにも大人にもわかりやすいかなと思いました。でも項立てを考えるとやっぱりその項でまとまっている方がわかりやすいという場合もあるので、やっぱりたたき台を見ながら検討していかなければいけないのではないかなと思いました。

委員長 とにかく形式的な美しさよりも、読んだ時のわかりやすさを大事にしましょうよ。今までの条例とはちょっと形式が違っていると言われたとしても、それがどうしたということで、子どもにとってわかりやすい項立てを考えたいと思います。こういうことで、本当にアトランダムなご意見を自由に伺っているだけで恐縮なのですが、あと他の項目でお考えになっているところが、私がたたき台を作るにあたって忘れるなど、意識しろという、そういうご注意があれば伺っておきたいのですが。

委員K 資料 でいうと10ページですが、第5章として実行計画。わざわざこれを作っていたらいい。すごく嬉しいなと思っているのですが、子どもに関わる行政はだいたい自治事務であって、それというのはやっぱり建前ではなくて、横断的にやるべきだというのがあるのですね。札幌の場合だったら未来局さんがあって、いろんな所の文献を読んでいるとすごく評価されているのですね。こういうのも大切であって、これからこの条例で基本計画を作って、それに基づいた子ども施策をやっていこうと。根本が総合条例を作ろうとしているわけであって、この要請をどうするかという、この視点が僕は特に大切なのかなと思っているのですよね。ちょっと、心情を吐露させていただきました。

委員H 僕は全体的に仮主語をなるべく網が広くかかるようにしたらいいのではないかと思います。たまたま仮主語として施設管理責任者という風に具体的に書いているものもあれば、ただ市と書いてあるものもあるのですが、中身をよく点検してみると市だけではなくて、施設管理責任者、その言葉の方がいいかどうかは別ですが、そういう風にいろんな項目の仮主語をなるべく広くしていただければいいかなと思います。

委員長 私、気が付いたのですが、川崎の最終答申に『育ち、学ぶ施設と子どもの権利の保障』という項目がありましてね。それで答申の骨子案というのはこうなっているのですよ。いわゆる教職員が主体的な活動を通して、保育または教育活動を行うことができるよう、条件及び環境の整備に努める。学校の設置管理者は教職員がそういう風に、主体的な活動を通してできるように環境整備を努めるという風に答申を出していたのだけれども、実際にできた条文というのは違っている。実際の条例には、教師が主体的にという部分が入ってない。だから川崎、川崎って言っていたけど、かなり実際の条文ができる段階で変えられることってあるということ。我々にしてみれば、教師の『元気に』ということセールスポイントにしようと思っていたけれど、ひょっとしたらしっかりと構えていかないと、抵抗が出てくるかもしれないなということちょっと感じました。議会の特別委員会のお話を聞くとね。ここらあたりが一つの札幌らしさになるかもしれませんよ。現場の人たちにもっと自由をと。現場の人たちの実践を援助してもらいたいということというのは、札幌らしさの一つになるかもしれません。Jさん、現場の教師に自由をとか、学校管理者はその実践に協力しろみたいな書き方というのは、嫌がる人は嫌がるでしょうね、きっと。こんな詮索をしてみても何ですけどね。独り言だと思って聞いてくれればいいのですけどね。特別委員会のやり取りを見ていて、何かそんな感じがしたのです。あとはとにかくワーキンググループの方で、これは2月9日になっていますけれど、これ1回で片が付くとは到底思わないので、3月4日の全体会の前までに何回か重ねて、3月4日の時にはもうちょっと具体的なイメージで議論していただけるような材料を作りたいと思います。あと私に対しても含めて、ワーキンググループに対して一言言っておきたいというご意見があれば、是非言って下さい。

委員E 私案であるとしたら、もう1回この堅い言葉に戻るかもしれないけれど、私も最初Mさんが言ったような形の、これの資料 の言葉をそのままここに落とし込んでいくと、この第1節には3でいいかなとか、何か呼応してみて、逆にそのお題目というか、看板の所がこういう優しい言葉になっていくと入りやすいのかなと。参加・意見表明となるのではなくて、あらゆる場面で子どもの意見表明・参加の権利を保障、ちょっと言葉を変えてもいいのですが、そういうタイトルで作ってみるとどうかしらと思ったのですが。

委員長 そうですね、私も何かいかにも条例のタイトルというのではなくて、ちょっと味のある、タイトルですからね。読んでみようかなという気にさせるようなものができればなと思いますね。これは意識したいと思います。あとはいかがでしょうか。このファックスというか、1月5日までに間に合わなくて、まだ足りないという方、いらっしやいませんか。大丈夫でしょうか。

委員H 実は私も昨日の委員会を傍聴していたのですが、この速報版のまとめ方でいいのかなというのがちょっと気になったところがあるのですが。

委員長 ちょっとご指摘をいただければ。

委員H まさに自民党の議員の方から、子どもの権利条例から権利という言葉を除いて、子どもの保護条例という程度の柔らかい名称にしてはどうかということを提案したいというような言い方だったと思うのです。ですから僕は「あ、ついに来たな」と思ったのです。ですから要望という方にきつとなるのかなと思って、この質問、答弁、要望とありますよね。一番右側の方に要望として提案するという表現だったから、要望になっていたのかなという風に僕は理解したのですが、そういう理解じゃなくてよろしいですか。

事務局（課長） ここの所は議員の方からは質問という形で、質問されたのです、実際に。普通要望といいますと、こちらは答えないのです。議員さんの方が「こういうことを要望します」と言って、それを理事者側が聞き置くという、そういう形なのですが、ここの部分は議員の方から「権利条例ではなくて、保護条例にしてはどうか」という具体的な質問でしたので、それに対して理事者側でもこういう風に「やはり権利条例でいきたい」とお答えしているのです。

委員長 Hさんの心配というのはそこにあるのではなくて、もうちょっと何か奥にあるみたいな。

委員H 部長さんの答弁は明瞭でしたから、僕としては「いい答弁ありがとうございます」という気分で拍手したかったですけれども、ただこの25人の全体の理解としては、今回は中間答申のしょっぱなの質疑ということで、あの程度の表現で終わっていたけれども、もしかしたら次はそうではなくなる可能性もあると思ったものですから、ちょっと言っておこうかなと。そういう風に認識の部分なのですが、そういう意味で言ったのです。

副委員長 道新でも仮称と書いてありましたよね。

委員長 仮称。確かにまだできていないですから、仮称は仮称なのかもしれません。

事務局（部長） 昨日そういう話もあったのですが、ここの整理とすればそういう中身は要望なのですよね。ですけれどもやり取りとしては、きっちり答弁をしなければいけないので、基本的な今の市の考え方を答弁した形がこういう形になっているのですけれども、H先生が言われるように、今後いろんな意見がありますので、そういう意味では最終答申ですとか、またそれ以前にも何回か議会がありますので、いろんな意見が出てくると思います。ですけれども一応そういう意見については、この検討委員会にも適宜また報告をしていきたいと思っております。

委員長 皆さま、ワクワクしますね。

委員 J 昨日、議会の時に中間報告と、子ども版を3万部という風に未来局の方が言っ
ちゃったと思うのですが、学校に配るとすると、全児童に当たるとすると相当
な数だと思うのですよね。だからそれは学校に配る時には子どもたち全員に当たると
いう風にはならないのですか。

事務局(課長) もし全児童にお配りするとしたら、小中高合わせて20万部作らなくては
いけません。小学校は10万人、中学校が5万人、それから高校とか養護学校とか
その他を合わせますとだいたい20万部ぐらい必要なのですね。それはちょっと誠に申
し訳ないですが、予算上とか、いろいろな問題がございまして、それはちょっと今回
できなかったということです。ですから各学校ごとに少なくとも学級数分以上の子
ども版をお配りしております。

委員長 そんなことのようにです。

委員 J 前の時にもお話をしたのですが、せっかくの機会で、作っているということが
子どもたちに伝わるということが大事だと思うのですよね。子どもの委員も募集する
わけですから、その学級の中でこのことについて、例えば担任の先生が「みんなで意
見を出そうよ」と一言言うだけで、随分違うと思うのですよね。そのためにはやっぱ
り子どもたちに少なくとも、低学年は難しいかもしれないけれど、低学年にも配る意
味があると思うのです。家に持って帰るわけですから、お母さん方がそれを見るわけ
ですからね。子どもたち全員に配るということを是非やってもらいたいと思います。

委員長 これは課長、予算の問題でございませうか。それとも何か別の要因ですか。全員に渡
らないということは。

事務局(課長) 基本的には予算的な問題がございませう。ただ今日の質問の中でも、学校の
取り組みについてということで、教育委員会の方にも質問があったのですけれども、
学校の方で、子ども版について、配って、そして子どもたちの意見を学校側で聞いて、
それをまとめてまた子ども未来局の方に伝えていきたいという答弁もございました
ので、その中では各学校ごとに子どもたちに対して、先生方の方からこの内容につ
いて説明していただくという取り組みもあるのではないかと考えてございませう。

委員長 なかなか全員に配るわけにはいかないのか。カラー印刷だからね。では予算がない
ので、学校でマス刷りして使って下さいという風にならないのですか。

事務局(課長) そういう取り組みをしていただける学校もあると思います。

委員 H 子ども委員の募集の印刷物は子どもたち1人、1人に渡ったのですよね。小中学校。

事務局(課長) それも学級数です。

委員J 同じことを言うことになるのですが、議会の中でも各議員が、みんなではなかったかもしれないけれど、権利条約の認知度が低いという。だからどういう風に未来局は考えているのだという質問をしていたのですよ。で、そういう観点から言っても、子どもの権利条約すらなかなか周知徹底されていないと。だからこの機会にやっぱり子どもの権利条例を作っていると。ついては皆さんの意見を聞きたいのだということ、全部の子どもたちに伝えるというのが、やっぱり大人の責任だと思うのですよね。未来局の責任でもあると思うのですよ。だからそこはカラー刷りでなくても、とにかくみんなに伝わる手立てを取って欲しいと。学校現場に任せると、学校の方では積極的に捉えた学校は印刷して、増刷りして全員に配るということもあるかもしれないけれども、そこは教育委員会がこういう風にしましょうと学校に呼びかければ、また別ですけどね。そうしない限り、しないと思うのですよ。実際にはね。だから何らかの手立てを是非取ってもらいたいと。

委員長 教育委員会はしませんかね？ちゃんとやっていただけるのではないですか。この問題だったら。

委員M 同じことなのですが、Jさんとか、Hさんと言っていることは同じことなのですが、やっぱりみんなで子どもの権利を学ぶという、今日の資料のそこがすでに裏切られるとすると、さっきのLさんの言葉に帰っていくような所もあって、やっぱりこのプロセスと一緒に学ぶ機会を保障するという所がとても大事、わかっておられるのも重々承知なのだけど、あえて言うと大事なので、予算的なことという風に抽象的に言われると、厳しい言葉で言うとも少なくとも、私たち委員に対する説明責任も果たしていただけないという風になるのではないかと思うので、具体的にさっきの白黒だったらいいのではないかとかね、カバーできる工夫はありそうな気がするから、ちょっと乗り越える工夫について考えて、実現してもらわないと困るなという感じがします。

事務局(部長) 昨日の議会もそうなのですが、基本的に子ども概要版をお送りした時に、学校単位に、基本的には学級数を超える数をやっているのですが、足りない場合は学校で印刷して配布して下さいと。そういったお願いも合わせてやっているのですね。昨日の議会の中では、特に質問もありましたですけど、学級単位できちり子どもに知らせていくというようなことも出てまいりましてね。それできちり伝わるようにしていきたいと。また私どもも教育委員会とそういったところはきちり連携を取って、少なくとも教職員、それから子どもたちには、伝わるように連携を取っていききたいというようなことを、お答えしてきたのです。併せてまた教育委員会ともどこまで。すべてお金で解決するのではなくて、きちり子どもたちに伝わるという手法も含めて、またやっていきたいと思えます。

委員長 はい、ありがとうございます。

委員H すいません。予算といえばお金の使い方ですから、ない袖は振れぬで終わってしまっ
てはまずいなと、僕は思うのです。ただ少なくとも昨日の議会でも、自由民主党と
か、公明党とか、共産党、市民ネット等で、それぞれ知られていない、認知されてな
い、知らされていないという。それは子どもにも知らされていないし、大人にも知らされ
てないというようなことをみんなに言われているなと思っていて、実は前にも一度言
ったかもしれませんが、僕は市民自治の基本条例の検討会を何回か傍聴してい
るのですけれども、必ずメールと、ハガキで案内が来るのですよ。何月何日、会議が
ありますので、是非お越し下さい。そういう案内が来る。それからこの最終答申です
が、これも送られてきました。ですからかなりのお金を使って、興味関心を持って
いる人に継続的に引っ張って、興味関心を持ってきている人に案内し続けることによ
って、広めていっている努力をしていると思うのですよね。郵送費はかなりかかっ
ていると思うのですが。そういう意味では私たちの取り組みは少し、その部分が足りない
のかもしれないと。ウェブでも出しているし、広報さっぽろにも出していますけれど
も、例えば傍聴に来られる方や、あるいはフォーラムに参加された方に継続的に、例
えば次のワーキングは2月9日です。『何月何日何時からどこですから、是非お越し
下さい』みたいな案内を継続的に出していくということで、少しでも広めていく工夫
をしていかなければならないのではないかなと思っています。

委員長 はい、いろいろな制約の中でやっていかななくてはいけないわけですが、子ども
たちに隔々までできるだけというか、確実に我々の気持ちが伝わるように、教育委員
会と連携してやっていただける努力をしていただけるということで、一つどうぞよろ
しくお願いいたします。ちょうど6時半にもなりましたので、そろそろ締めていき
たいと思いますけれども、今後の予定は何度も申しましたように、2月9日のワーキ
ンググループの検討会を踏まえて、3月4日の全体会までに何とか議論できるだけのた
たき台を作りたいと思います。それでワーキンググループの会議は非公開で行いたい
と思います。とにかく自由にいろんな議論をしていかなければいけません。たたき台
を作るのにあまり公開してもどうかなと思うので、その結果は3月4日の1つのた
たき台に結実するわけですから。何回も何回も、きっとこれ1回だけではなくて、繰
返しやらなければいけないと思いますので、そういうフットワークの良さというか、
臨機応変に対応するためにも非公開で存分に議論をしたいと思います。

委員H それはおかしいと思います。僕もワーキンググループに入りますけれども、いろ
んなことを一生懸命たたき台を作るための議論ですから、2転3転するかもしれないで
すけど、その所を非公開にするというのは何か不都合があるのかという風に、基本
的に原則公開ということでやって来ているわけですから、それはおかしいのではない
かなと僕は思います。

委員長 ワーキンググループの議論のたたき台を作るまで公開しなければならない、公開の
要請というのはあまりないように思いますけどね。そんなワーキンググループの議論
をいちいち公開していたらたまらないと思うよ。

委員M 短気は損気ですから、ゆっくりやりましょう。私は実際上駆け足になって、予告するのがうまくいかなかったり、結果として傍聴したい人が来れないという場面は、私もあり得ると思います。一方で、実務的に動かなければいけない場面がけっこうあると思うので。だけれども仕組みとしては公開という風に言っている、その手続保障は大事にしようと思うので、そこは最初から非公開と宣言するのはやめて、公開をできるだけ保障しましょうよ。というような意見です。

委員K 別に公開、非公開、関係なく、言いたいことは言うタイプなので、それもありますし、やはり密室で作られたものより、オープンに作られたものの方がいいでしょう。

委員長 公開って。教条主義的になることはない。プライベートな資料が出てくるかもしれない。我々の間で、公開の全体会にける議案のたたき台を作るといった時に、別に公開でなければならぬことはないと思いますよ。

委員H 非公開にしなければならない理由はないと思うのですよね。全然。

委員長 そうでしょうか。

委員M そこはね、私はちょっと資料にプライベートなものが出てくるということ、すぐ具体的なイメージが持てないですけども、繰り返しただけど、やっぱりその議論をオープンにして困ることって基本的でないから、そこはやっぱり今までせっかく公開でやって来たことの意味を大事にしていきませんか。そっちにやっぱりウェイトを置いて。一手間確かにかかると思うけど。いつ、どこでやりますよということをホームページに載せたりとかね。そういう一手間かかるのは重々わかるのだけれども、せっかくここまで積み上げてきたことを大事にしていくという意味では公開原則は維持したい。教条主義ではなくて、やっぱり実際上のできていく過程の価値という意味でもね。

委員長 ワーキングの、たたき台の議論を戦わせるだけで。

委員M 戦わせるだけと言ってはダメで。戦わせるだけじゃなくて、戦わせるところにやっぱり価値があるという意味で、そのプロセスを全部オープンにして、そこも含めて議論にかけるということに意味があると思うのです。

委員長 皆さん、どうですか。ワーキンググループの人、公開でやりますか？では、公開にしましょう。皆さんが公開するというのであれば。僕はそうは思わないのだけどね。もっと突き詰めた議論を、膝詰め談判でいろいろやって、公開すべき場面と、そうでない場面というのはけっこうあると思うのだけどね。何でもかんでもオープンにすればいいってものではないと思うのだけどね。ワーキンググループの皆さんがオープンにしたいというのであれば、オープンにしましょう。それでは月9日、未来局の大会議室になりますか？そうですね。時間は何時にしましょうか。7時ですね。7時、未

来局ですね。それとあとは26日にフォーラムがございますけれど、こちらの方は。

事務局(課長) チラシを委員の皆さまにお配りしておりますが、内容的には今のところ前半で〇先生に、今回の中間答申の説明をパワーポイントを使ってしていただくと。そして後半、市長と委員長と、それから今のところ札幌人権擁護委員会の事務局長の熊谷先生と、それから2月から立ち上がります子ども委員会の委員の子どもたち10名程度に出席していただいて、パネルディスカッションをやっていきたいと考えております。司会の方はシビックメディアという所の古市さんというアナウンサーの方がいらっしゃいますが、その方をお願いしようということで、今考えております。パネルディスカッションですが、一応今こちらの方で考えてございますのは、皆さんに子どもの権利条例フォーラムの実施計画書の案をお配りしています。A4の裏表です。パネルディスカッションの方ですね、2つぐらいテーマをあげてみました。1つは先ほども少し議論がございました、話に出ました子どもたちの権利の中で、子どもたち自身が本当に大切に思っている権利ってなんだろうということを知りたいのを、まず1つテーマに挙げました。それから2番目は権利侵害の部分ですけども、私たちの権利は保障されているのだろうかという、2つのテーマで今考えております。それで子どもたちが出るものですから、話す前に例えば子どもたちにとって大切な権利をいくつか挙げておきまして、その中から例えば子どもたちに札を挙げさせて、どれが大切かを聞いてみるとか、そういうようなことからまず導入して、始めていったらどうかという案でございます。それから後ろにつきましても、やはり例えば身の回りで困ったことがあるけれども、君は相談できる人がいるかい?と聞いて、例えば と×の札を持たせておいて、どちらかを挙げさせるですとか、身近でいじめを見たことがあるということで、×で答えさせる。そのような子どもたちに質問をして、その答えをもらって、それに基づいてパネラーがパネルディスカッションを行うというやり方でどうかということで、今案として考えております。今はまだ固まってはおりませんが、例えば子どもたちに聞く質問の中身ですとか、やり方等につきましても委員の皆さまでいいアイデアがありましたら、事務局の方までご連絡願いたいと思っております。それから当日、委員会、前回もそうでしたけど、委員の皆さまにお手伝いしていただきたいと思っております、フォーラムの実行委員の方8名程度を出していただけないかと思っておりますが、ご協力していただける委員の方がいらっしゃいましたら、8名程度を考えているのですが、事務局の方にご連絡願いたいと思っております。2月の18日に昨年の委員会の中でもお知らせしたのですが、北区の青少年育成委員会の方が、子どもたちの意見を聞く会をずっと継続して実施しております。「なんでもはなそうかい」という会ですが、18日の1時から4時まで、新川記念会館で実施しております、これについては是非検討委員の皆さまも参加していただきたいというご案内もございましたので、参加していただける方につきましては、これもこちらの事務局の方にお知らせいただきたいと思っております。それから子どもの権利ニュースでございますけれども、今回お配りしてございますが、今月号から表記方法を子どもたちにもわかりやすいようにということで、小学校高学年レベルがわかるような表記という形で改めております。今後はこういう形で、子どもの権利ニュースを発行していくと

いう風に考えております。以上です。

委員長 520名なのですね。

委員J フォーラムの進め方の所でちょっと質問ですが、進行の古市さんという方は特定非営利活動法人と書いてあるのですが、どういうことをしていらっしゃる方なのかというのが一つです。それから子どもの委員が10名となっていますが、事前に例えば子どもたちと話をするような機会を設けるのかと。子どもがいきなりステージの上に上がって、率直に自分の意見を言うというのは大変なことだと思うのです。私たちでも大変ですから。だからこういうパネルディスカッションみたいな時に、子どもたちが率直に自分の意見を言えるようにするためには、それなりの事前の準備が必要だという風に思うのです。その辺をどんな風に考えているのかなと。

委員長 はい、いかがでしょうか。

事務局(課長) 古市さんというアナウンサーの方は、実は子どもの権利に関しましては、市長に何度かインタビューされておりまして、この子どもの権利の関係に関してある程度認識を持っていらっしゃる方でございます。それで今回司会をお願いした次第です。委員長も古市さんにはインタビューを受けてらっしゃいましたよね。

委員長 はい、存じ上げておりますよ。

事務局(課長) それから子どものことですけれども、子ども委員自身がまだ決まっていなものですから、何とも言えないですが、一応子ども委員会が2月の中旬ぐらいには立ち上がると思いますので、子どもの委員の方にはそういう意味ではいろいろご説明をしようとは思っております。できるだけ参加しやすいようにという形で、実は先ほど申し上げたような方法をまずは取ってみて、という風に考えた次第です。当然委員会の前に内容等については打ち合わせはしていくつもりではあります。

委員O あとで事務局にお知らせすればいいのか、ここで言えばいいのかかわからないですが。けっこう子どもって、その場で大人のようにいろいろなことが思いつかなくて、今日の会は何のためにやっているのかというのも、そういう次元からわからないので、もしよければ小学校の子どもといつも接していますので、『こう言いなさい、ああ言いなさい』ということではなくて、出る子どもたち同士がちょっと仲良くなるような時間を取っていただけるのなら、そこに行って話をしてみたいという気持ちがあるのですけれども、そういう準備段階みたいなものは考えていただけますか。

事務局(課長) そういう風に言っていたらいいのであれば、是非そういう場を設定したいと思っております。よろしくお願いいたします。

委員O 他にも協力して下さる方がいれば。

委員長 はい、以上でございますが、26日、皆さま、日曜日でございますので、是非ご参加下さいませね。今日のところはこれで終わりたいと思います。3月4日の時間ですね。時間ですが、今日は4時からございましたけれども、そろそろたたき台ができて、熱っばい、脂っこい議論をしなくてはいけません、これは午後早くからというわけにはいかないですよ。

事務局(係) 会場は一応WESTを予定していますが、1日取れそうです。もしWESTがどうしても都合がつかなければ、このSTVビルの会場を押さえてあります。WESTの方もこちらの方も1日使える状態ですので、時間については皆さんの都合のいい時間に設定していただいて、けっこうです。

委員長 やはり夕方からの方がいいでしょうか。スタートは4時がいいでしょうか。もうちょっと早い方がいいかな。その後ろにずれてしまうとあれだから。高校生の皆さんはもうこの3月4日というのは、お休み？まだ学校はやっているのだよね。

委員H 学校によって若干違うかもしれないですけど、3月1日が卒業式で、高校入試が3月の7日かな？だからその辺にかけて定期考査を組む学校が多いのです。だからあと2人がどうか。

委員G 終わっています。定期考査の関係で2月のフォーラムに出れないのですが、3月は終わっています。

委員長 では3月4日、終わっているということで、4時からよりは3時ぐらいからだったらいいでしょうか。どうでしょうか。早くから始めれば早く終わるわけでありまして。もし2時からというのであれば、その方が。どうでしょうか。では2時から5時までを予定致しましょう。それでは今日のところは終わります。ワーキンググループの皆さま、2月9日はよろしく願いいたします。では、終わります。ご苦労様でした。